

守谷稲門会会則

(名 称)

第1条 本会は、守谷稲門会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は会長宅におく。

(目 的)

第3条 本会は、校友間の親睦を深め、早稲田大学の発展に寄与することを目的とする
と共に、地域の文化振興の増進に努める。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 早稲田大学の広報活動
- (2) 会員相互の親睦を図る活動
- (3) 会員相互の研鑽を図る活動
- (4) 地域社会に貢献する活動
- (5) その他本会の目的達成上必要と認める活動

(会員の資格)

第5条 本会の会員の資格は次に掲げる者とする。

- (1) 正会員： 早稲田大学卒業生、教職校友、推薦校友、早稲田大学名誉博士
で原則として守谷市及びその近隣市町村に在住・在勤歴がある、守谷市出
身、守谷市内に勤務・勤務歴がある、のいずれかで入会申し込みがあった
者。
正会員は父母会員となることができない。
- (2) 準会員：早稲田大学各学部に所属する者で守谷市及びその近隣市町村に
在住、在住歴がある者。
- (3) 父母会員：正会員または準会員の親をいう。
- (4) 特別会員：本会活動の目的に賛同し、第4条の事業活動を行うために入
会を希望し、会員の承認を得たもの。
- (5) 会費を3年間未納の場合は、退会とする。

(役 員)

第6条 本会は次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 幹 事 2名